

静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第4号

静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例を廃止する等の条例

(静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の廃止)

第1条 静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例（平成17年静岡県条例第77号）は、廃止する。

(静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(臨床等業務手当) 第6条 臨床等業務手当は、本庁、保健所、 <u>発達障害者支援センター</u> 又は精神保健福祉センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員が診療、検診又は保健指導の業務に従事したときに支給する。 2 (略)	(臨床等業務手当) 第6条 臨床等業務手当は、本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員が診療、検診又は保健指導の業務に従事したときに支給する。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。